

福祉の窓

「福祉サービス等のご案内」

要介護認定者へ 「障害者控除対象者 認定書」を交付

所得の申告時に障害者控除を受けられるよう、介護保険法の要介護認定者で、障害者に準ずると認められる方に認定書を交付しています。

申請できる方

65歳以上の方で要介護1以上の方(要介護認定の申請中の方も申請できます)

申請の必要がない方

- ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aをお持ちの方
- ・本人および扶養者が、非課税の方等で確定申告等をする必要がない方

申請の方法

・既に認定書をお持ちの方で認定区分等に変更がない方
申請は随時受け付けます。
高齡福祉課または各支所地域振興課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入のうえ提出

してください(郵送可)。調査を行い、認定書を交付します。

その他

平成23年分の申告にお使いになる場合は、12月までに認定申請を済ませてください。

既に認定書をお持ちの方は、内容に変更がない限り、毎年の所得の申告にお使いいただけます。ただし、障害が軽減された方は、内容を審査し、認定書を返還していただく場合があります。

◎問い合わせ:

高齡福祉課長寿福祉係
☎(55)5114

手話通訳者を 派遣しています

市では、聴覚障がい者の方が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために、手話通訳者の派遣をしています。

市内の聴覚障がい者の方、または聴覚障がい者の方とコ

ミュニケーションが必要な方であれば、どなたでも申請することができます。

申込方法

希望する日の7日前までに申請書を福祉課へ提出してください(フックス、電話による申込可)。申請書は、福祉課、各支所地域振興課、各住民センターにあります。
※緊急の場合は、随時受付しています。

利用料 無料



こんな時ご利用いただけます

- ・医療機関への通院
 - ・金融機関や郵便局での手続き
 - ・行政区での話し合い 等
- ただし、次の場合の派遣はできません。

- ・営利を目的とする事業等
 - ・政治活動または宗教活動
- ※詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申請先:

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

11月は 児童虐待防止推進月間です

『守るのは
気づいたあなたの
その勇気』

家庭児童相談室では、家族の方に限らず、どなたからの相談にも応じています。
相談で知り得た個人の情報や秘密は、固く守られますので、一人だけや家族だけで悩まずお気軽にご相談ください。

相談受付の内容

- ・児童虐待に関すること
- ・性格や生活習慣および知的能力、言語能力の発達や発育不良に関すること
- ・不登校、いじめ、長期欠席等学校生活に関すること
- ・非行に関すること
- ・親子関係、虐待、家庭内暴力等家族の人間関係に関すること

相談の方法

電話による相談
3人の家庭児童相談員が対応しています。

来所による相談

相談室や相談コーナーが用意されています。
訪問による相談
家庭児童相談員が家庭や学校等を訪問して相談に応じます。

※民生・児童委員、学校、幼稚園、保育所等を通しての相談も可能です。
※必要に応じ関係機関とも連携を図り、よりよい問題解決に向けて対処します。

相談窓口

家庭児童相談室(本庁1階子育て支援課内)

児童相談の対象年齢

家庭児童相談室への相談は、原則として18歳未満の児童が対象となります。

早期発見、早期対応など地域ぐるみで虐待防止に努めましょう。

◎問い合わせ:

家庭児童相談室
☎(22)0783